

議案第34号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成17年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年三朝町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する同表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条、第5条関係)				別表(第2条、第5条関係)			
区分	報酬の額	内国旅行の旅費		区分	報酬の額	内国旅行の旅費	
		在勤地以外	在勤地内			在勤地以外	在勤地内
略				略			
法律又はこれに基		略	略	法律又はこれに基		略	略

づく政令 で定めら れた附属 機関の委 員その他 これに類 する構成 員	日額 5,000 円 を超えな い範囲内 で町長が 別に定め る額	づく政令 で定めら れた附属 機関の委 員その他 これに類 する構成 員	日額 5,000 円
条例で定 めた附属 機関の委 員その他 これに類 する構成 員	日額 5,000 円 を超えな い範囲内 で町長が 別に定め る額	条例で定 めた附属 機関の委 員その他 これに類 する構成 員	日額 5,000 円
略		略	

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

前 五 年			後 五 年		
(第 2 条 第 2 項 第 2 号)			(第 2 条 第 2 項 第 2 号)		
市域内 の行 費	市の 事務	及び	市域内 の行 費	市の 事務	及び
市 域 内	市 域 内	以 外	市 域 内	市 域 内	以 外
額	額	額	額	額	額
		お よ び 其 の 他			お よ び 其 の 他